# (研究ノート) 尾張藩下級藩士の旅行

#### 種田 祐司

### キーワード

族の看病 尾張藩 下級藩士 伊勢神宮 武士の菩提寺 関所手形 旅行 江戸出張 湯治 寺社参詣 榊原温泉 身延山 知多郡大野潮湯治 秋葉山 善光 家

#### はじめに

とを紹介したい。旅行の目的により大きく公用と私用に分け、 め、 も『御小納戸日記』は、『金城温古録』と並ぶ尾張藩・名古屋城の基本 かく分類して論述する。 た。ここではこの史料を中心に下級藩士の旅行事情について判明したこ 除之者など下級藩士の旅行に関する記事が多数出ていることに気がつい 支配の奥陸尺・奥坊主・奥医師・御風呂屋之者・御露地之者・御庭御掃 史料の一つといえる。筆者は 、四四)の期間しか調査できなかったことをお断りしておく。 名古屋城調査研究センターでは名古屋城整備などの事業に資するた 名古屋城や尾張藩に関する歴史資料を調査・研究してきた。なかで ただし江戸時代後期文化~天保年間 『御小納戸日記』 の調査中、 御小納戸役所 (一八)四 さらに細

## 公的な旅行

つ上司の承認が必要だった。 武士の旅行は基本的に公用で、 日程・宿泊先などいっさい自由がなかった。もう少し自由な要素 公的な旅行の代表は参勤交代に随行するも 私的な旅行は目的が制限され、 なおか

間、

二月廿七日

動があったためである。 戸役所は江戸にもあるので、 があるのは、 参勤交代以外で尾張と江戸を行き来する旅である。 支配の藩士は尾張と江戸でかなり頻繁に異 御小納

表ヱ罷下候旨御小納戸より相達候付、 御小性大橋浅太郎儀今暁爰許発足、 江戸同役迄為知申遣候 (3) 江戸

け 路 あった。その最大の原因は大井川などの川止めであった。そのため木曽 は江戸に出発するという報告書で、 ればならなかった。 このように尾張・江戸間はだいたい九日間であった。ただしこの史料 (中山道)を使うことも多く、 その場合は上司に届け出て許可を得な 実際には多少余分にかかることも

定詰陸尺

同御風呂屋之者

三人

木曽路旅行仕度、 右者明後廿九日発足、 願之通相済候様仕度御達申候 且面々痛所御座候付、 江戸表江罷下候処、 道中十日振旅行仕度旁奉願候 出水之程も難斗御座候付、

御 庭 頭<sup>(4)</sup>

木曽路経由で尾張 ・江戸間は、 だいたい十日間であった。

尾張に赴く場合も同様であった。 とその旨江戸藩邸から尾張に報告があった。 江戸とを定期的に往復する飛脚を使ったのであろう。そして江戸に着く 藩士が尾張を出発すると、その旨江戸に報告された。おそらく尾張と 到着が遅れるのは許されなかったのである。もちろん、江戸から 川止めなどの正当な理由が

出張した記録がある。ここにすべてのケースを列記することはできない 御畳奉行朝日文左衛門の日記 見する場合もあった。深津家の上松材木奉行赴任・木曽巡見の記録や、 復があげられる。また、 張藩邸があったのは江戸だけでなく京都・大坂・伏見にもあり、 藩士の範囲を御小納戸役所支配の下級藩士から全尾張藩士に広げる 役職により尾張・江戸間以外の公的旅行がさまざまあった。 薬園奉行が木曽に薬草採集に出かけた史料のみを紹介する。 地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡 『鸚鵡籠中記』には、畳購入のため京都に まず尾

館研究紀要』第一三巻 種田祐司「資料紹介「薬草見分信州木曽山道中記」」(『名古屋市博物 『薬草見分信州木曽山道中記』元文五年 名古屋市博物館蔵 一九九〇年)に翻刻・解説あり。 名

三村森軒

- 古屋市教育委員会編 水谷豊文『木曽採薬記』文化七年 · 刊 一九六三年)に翻刻あり。 個人蔵。 『名古屋叢書』第一三巻
- 吉田高憲『木曽道中日記』 天保十一年 名古屋市鶴舞中央図書館蔵
- 大窪昌章 中央公論社刊 『濃州信州採薬記』天保七年 一九八一年)に翻刻あり。 『随筆百花園』 第四巻 (森洗

#### 2 私的な旅行 寺社参詣

にいえば、 行が許可された。 そもそも尾張藩士は私的な旅行が許可されたのであろうか。 おもに寺社参詣、 湯治、 家族の看病の三つの理由で私的な旅 結論を先

### (一) 身延山

宗の信徒のみならず多くの参拝者を集めていた。 身延山は甲斐国南部にある日蓮宗の本山の一つで、 江戸時代には日蓮

如例夫々江申達候、 十三日江戸表発足、兼而願済之通身延山ヱ致参詣、 奥坊主組頭野田閑弥・ 委細達留ニ記ス 松永玄以義立帰御供二而罷下候処、 昨夕致上着候付 去ル

置するが、 帰国する際、次のように身延参詣を禁止しているためであろう。 なかった。それは、尾張藩は藩士が「木曽路(中山道)」を通って参詣 身延山は東海道吉原宿・蒲原宿と甲州道中の甲府宿とのほぼ中間に位 身延山参詣のため中山道 ・甲州道中を利用した例はひとつも

御側物頭御小納戸頭取兼長屋惣十郎家来中村市左衛門、 顕之通被申達候哉、委敷書付を以可有候申達旨御申聞候趣及吟味候処、 候付人馬継立帳調印之儀、 右御触之趣全心附不申、 寄参詣之儀相願間敷旨兼而御触之趣有之候処、今般如何様之訳 山ヱ立寄参詣之儀をも被申達添候処、 其侭発足為致候儀ニ有之 調印之儀其筋ヱ申達候処、 御目付役所ヱ被申達、 略、 右側の線は筆者 右は木曽路被下候輩、 右市右衛門甲 調印も相済候事に 江戸表ヱ呼下 身延山立 州 ニ而前 身延

御小納戸頭取

ば木曽路ではなく東海道を通るように、とのことであろう。 これは身延山参詣自体を禁止したのではなく、身延山に参詣したけれ

### (2) 秋葉山

に下るか、御油宿に出た。川宿または袋井宿で分かれ山中を北上する。帰りは天竜川沿いに浜松宿 地方でも信仰が厚かった。江戸方面から秋葉山に向かうには、 として遠江国の秋葉山があげられる。秋葉山は火除けの神として、尾張 尾張・江戸の移動に東海道を使った場合、身延山以上に人気の参詣地 東海道掛

### 御目見得格

御小納戸詰並

菊池喜蔵

御小納戸詰並

辰巳岩蔵

罷登候旨
右二付御定日数之外四日之御暇相済去ル廿三日江戸発足、 右者願済二而相州鶴岡八幡宮·江之島弁財天并遠州秋葉江立寄参詣· 東海道旅行

無関係に、 している。 秋葉山に鶴岡八幡宮・江之島を加え、「御定日数」以外に四日必要と 単独で参詣する場合もあった。 秋葉山は尾張から比較的近いので、 江戸 尾張間の移動とは

# (3) 善光寺

る。 数を誇ったといわれる。江戸方面からは中山道追分宿で北国街道に入りの信仰が厚く、江戸時代全国の寺社中、伊勢神宮に次ぎ第二位の参詣者 善光寺を目指し、 は中山道の派生ルート上の参詣地である。 身延山・秋葉山が東海道沿いの参詣地であるのに対し、信濃国善光寺 帰りは中山道の洗馬宿に合流するルートが一般的であ 善光寺は古来から武家や庶民

奥坊主組頭山田寿悦儀立帰御供ニ而罷下候処、去ル十四日発足、 取計ハセ候(3) 兼而願済之通信州善光寺江立寄致参詣、 昨夕致上着候付如例夫々

# (4) 伊勢神宮

参詣が増加している。 武士の場合は、庶民と違い自由に旅行できないが、文政十三年以後伊勢 ないか流行と重なる)は、 から信仰を集めていた。江戸時代の寺社のうち、参詣者数日本一を誇っ (一七七一)・文政十三年(一八三〇)・慶応三年(一八六七、ええじゃ ていたが、とくに御蔭参りが流行した宝永二年(一七〇五)・明和八年 伊勢神宮は日本人の惣氏神として天皇家を始め庶民に至るまで、古代 非常に多くの庶民が伊勢参詣をおこなった。

奥陸尺

河内富次郎

### 小原瀬兵衛

行仕度候間、 通所御座候付、 右 ハ勢州参 宮御暇相済之上、明十六日日爰許発足可仕候処、 願之通相済候様仕度御奉申上候 里数多旅行仕候儀難渋二御座候間、 往来日数七日振旅 何れも

二月十五日

御 庭 預<sup>(4</sup>

て伊勢参詣のみを理由に申請しなければならなかったが、多くが許可さ れたようである。この例にあるように、 尾張から伊勢神宮は比較的近いが、江戸参府のルートとは外れる。よっ 日数は七日間ほどである。

### (5) 菩提寺

と願ったと思われる。 遡って、大通院が先祖の菩提寺であることを調べ、先祖の供養をしたい 海郡渡刈村大通院に参詣した時のものである。尾張藩士の菩提寺は名古 屋周辺にあるのが一般的だが、おそらく理兵衛は戦国時代まで由緒を 級尾張藩士の深津理兵衛で、 次の例はやや特殊で、出典も『御小納戸日記』ではない。旅行者も中 天保十三年 (一八四二) 菩提所の三河国碧

御暇被下置候樣仕度奉願候、 私儀先祖之菩提所三州碧海郡渡刈村大通院江参詣仕度、 以上 往来共三日之

御細工頭

深津理兵衛

に大通院に出発する前日に出発の報告をし、 まずこの申請が上司 (城代・御側用人か) 帰宅の翌日その旨報告して に出され許可がおりた。 次

> で初日の早朝名古屋を発ち、 いる。 院で先祖の供養を行い、 なお日程を三日としているが、名古屋・大通院間は約三二㎞ 三日目の早朝帰路に着いたと考えられる。 大通院かその周辺に宿泊し、 二日目に大通 なの

#### 3 私的な旅行 湯治

## (1) 榊原温泉

ある。 どの温泉名も散見するが、 名古屋から一番近い温泉でもある。 藩士の旅行の目的で寺社参詣に次いで多かったのが、 『御小納戸日記』には、 ほとんどの記事は伊勢国榊原温泉であった。 飛騨国下呂・ 摂津国有馬・但馬国城崎な 温泉での湯治で

左之願書役懸を以指出候付、 暇被下置候樣仕度奉願上候、 林幸庵申聞、 夫勢州榊原温泉湯治仕候ハ、可然旨奧御医師勝田三香・町医師辻 **積御座候付、** 於私も同様奉存候間 薬服用追々養生仕候得共、 已上 御側御用人方江差出候私儀持病二 何卒往来日数之外二廻り之御 兎角不相勝難渋仕候、 疝

奥坊主

松田伴寿

この申請書の記載事項は次のとおり。

五月

- 1 病気治療のため薬を飲み続けているが、よくならない。
- 2 自分も同意見である。
- 何廻りかの回数を示し、 医師が湯治を勧め、自分 往復日数を加えた暇の許可を願う。

3

# (2) 知多郡大野

いた。近く、年寄の成瀬家当主も江戸時代初めから大野で潮湯治をおこなって近く、年寄の成瀬家当主も江戸時代初めから大野で潮湯治をおこなってが知多郡大野の潮湯治である。大野は伊勢湾岸の北部にあり名古屋から『御小納戸日記』によると、榊原温泉と同じくらい治療に使われたの

奉願候、以上於私も同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御晦被下置候様仕度於私も同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御晦被下置候様仕度候、就夫知多郡大野村潮湯治仕候ハ、可然旨町医師岩井枡貞申聞候、私儀持病積気御座候付、薬服用追々養生仕候得共、兎角不相勝迷惑仕

奥坊主組頭

松永玄以

五月

含んでいる。 され、「榊原温泉」で示した①~③の要素すべてをしての申請の記載事項は、「榊原温泉」で示した①~③の要素すべてを

不相勝難渋仕候、付而ハ知多郡大野村潮湯治仕候ハ、可然旨町医師岩私伜同姓玄弥儀持病積気御座候付、薬服用為仕追々養生仕候得共兎角ニ唯願之趣承届候、尤御側御用人方ヱハ為承知咄置候和八卯年三浦泉悦伜同姓常八「御小納戸詰見習」飛州下呂江相越候例一 左之通願書役懸りを以差出候付、先例及吟味候処近例不相見、明

被下置候様仕度奉願候、以上井升貞申聞候、於私茂同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御暇井升貞申聞候、於私茂同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御暇

奥坊主組頭 松永玄以

六月

4 私的な旅行 家族の看病

国することになった。が病気になっても看病できないので、次のように暇をもらって尾張に帰いて家族を名古屋に残し単身赴任となった。その場合、家族(とくに親)(世外納戸役所支配の下級藩士に限らず、藩士は江戸詰になると原則と

定詰奥陸尺

藤兵衛

右者親看病御暇奉願、去ル八日江戸発足、東海道罷登候処、昨夜上

二月十七日

着仕候、仍之御達申上候

御庭領

# 5 女性の関所手形

形が必要であるというの記事はまったくなかった。関所手形の記事があある。「御小納戸日記」中、藩士が尾張・江戸を行き来する際、関所手ある。「御小納戸日記」中、藩士が尾張・江戸を行き来する際、関所手、、、実際には女性を除き、道中手形で代用されることも多かったようで、、実際には女性を除き、道中手形で代用されることも多かったようで、東海道や中山道には、それぞれ今切(新居)・箱根の関所、福島・碓東海道や中山道には、それぞれ今切(新居)・箱根の関所、福島・碓

について今切の関所手形を申請した。 年(一八二七)三月、奥坊主の鳥居分弥が江戸詰となり、本人・妻・養 るのは、藩士の女性の家族・奉公人が旅行する場合に限られる。文政十 子・娘・下女二名の計六名で江戸に下ることになった。その際女性四名

今度江戸江引越申候、以来此女共ニ付出入之儀御座候ハ、、私江可被 頭・御用部屋懸鳥居分弥、妻・同人養子同姓専弥・娘并小女共に而 今切御関所無相違罷通候様御手形申請候、右は奥御同朋格・奥坊主組 女上下四人内鉄漿不附小女弐人、乗物壱挺従当御地江戸江罷下候間 以上

仰聞候、為後日如斯御座候、

文政十丁亥年三月廿六日

梶五郎三郎印書判

高橋司書殿

広瀬七左衛門殿

佐藤源左衛門殿

(欄外)

料紙美濃紙半切」

覚 女手形 梶五郎三郎

女上下四人

内

鳥居分弥妻

右は面体ニ疱瘡之跡御座候

右耳之脇腫物跡御座候

右は鉄漿不附白歯ニ而振袖着用罷在申候

同人養子専弥娘

小女壱人

面体贅三ツ御座候

前髮之内刺居申候

前髮之先切居様ヱ届申候

髮之内中刺御座候

(下女略)

乗物

壱挺

但引戸蓙色ニ御座候

打揚駕籠

弐挺

三月廿九日爰許発足罷下申候

御側物頭

御小納戸頭取兼

梶五郎三郎

三月廿六日

て厳しい改めがあったのである。さらに次のような注意書が出された。 武士の家族といえども女性は、庶民と同じく疱瘡・腫物跡などについ

於道中乍勿論猥成儀一切無之、口論等不致穏和二附添、 め候様精々可有御申渡候、尤右雲平義御目付方おゐて誓詞有之筈 旅行セし

候間、 呼出之儀可相達候

「本文之誓詞之義申達候趣も有之候間、 追而解申談有之候

- ても強気威勝成儀無之様可有御申渡候道中往来繁キ所ニ而は万事心を附片寄通候様相心得、宿々におゐ
- 様可致申含候泊り宿之儀メり宜敷、若出火之節退キ場模通能、家居見計泊り候
- 其所ニ而取置、早速罷登候様可有御申渡候ハ、令逗留、少にても快候ハ、早速可令旅行候、万一致病死候ハ、右下女若相煩候ハ、其所之医師相願療治為致、旅行難成病躰ニ候

亦可有御申渡候趣御広敷御用人ヱ相達、発足方之義も相伺候上罷登候様、是趣御広敷御用人ヱ相達、発足方之義も相伺候上罷登候様、是但両関所をも越候上病死等いたし候ハ、、江戸表ヱ罷下右之

(略)

七月十六日

人に届けること、とある。に向かわせること、万一死亡した場合遺体を処置し、江戸の御広敷御用に向かわせること、万一死亡した場合遺体を処置し、江戸の御広敷御用指示していることは興味深い。所の医師に治療を依頼し、治癒次第江戸一般的な旅行中の注意に加え、下女が病気になった際の処置について

いて、次の箱根・碓氷関所の手形を発給するか、あるいは通過したことついては、まったく問題にされなかった。これは今切・福島の関所におは中山道で福島関所のみであった。つまり箱根・碓氷の両関所の手形には中山道で福島関所のみであった。つまり箱根・碓氷の両関所のみ、残りる記事は十例以上あったが、約半分が東海道通行で今切関所のみ、残りら江戸に向かう場合、箱根関所も通らねばならず、こちらの関所手形はさて、この記事は今切関所手形申請の記事であるが、東海道を尾張かさて、この記事は今切関所手形申請の記事であるが、東海道を尾張か

を手形に裏書したのであろうか。今後検討したい。

料を紹介する。やはり今切関所の手形のことしかでてこない。心服部四郎右衛門の娘と女中二名が江戸に赴く際の関所手形に関する史、次に時代を百数十年遡った寛文七年(一六六七)、沢井三左衛門の同

付以来申分御座候ハ、可被仰付候、為後日如斯御座候、以上尾州より江戸へ指下申候ニ付、今切関所御手形申請罷下候、右之女ニ服部四郎右衛門・娘・召仕之女、以上三人之内小女壱人・乗物壱丁、

印判

殿

玉置五郎右衛門書判

成瀬主計殿 寺尾土佐殿 空

#### おわりに

本稿を終える。が、表面的な紹介に終始した感が強い。今後の課題をいくつかあげて、が、表面的な紹介に終始した感が強い。今後の課題をいくつかあげて、ここまで尾張藩下級藩士を中心に、さまざまな形の旅行事例を論じた

社参詣は許されなかったのか。一、身延山・秋葉山・善光寺・伊勢神宮以外、たとえば京都・奈良の寺一、上級藩士と下級藩士とで手続き、許可条件等の違いはあるか。

二、他藩の藩士も同様に私的な旅行が許されたのであろうか。

#### 註

- (1)徳川宗勝が八代尾張藩主になった元文四年(一七三九)から始まり、ほぼ毎年分が揃う。
- (2)奥村得義編。『名古屋叢書続編』(名古屋市蓬左文庫刊)所収
- (3) 『尾州御留守日記』(尾2-5-2) 文化十三年十一月二十七日条
- (4) 『尾州御留守日記』(尾2-52-1)文化九年五月二十七日条
- (5) 名古屋市博物館蔵深津家資料I-一二五。『新修名古屋市史』資料編近世2所収
- (6) (2) に同じ<sup>®</sup>
- (7) 『尾州御留守日記』(尾2-65-2) 文政十三年五月七日条
- (8)身延山を経由しない場合でも江戸・尾張間に甲州道中を利用した例はない
- (9) (7) に同じ
- 寺にも参詣したという記事はなかった。 トで参詣することが多い。しかし『御小納戸日記』には、秋葉山に参詣する藩士が鳳来トで参詣することが多い。しかし『御小納戸日記』には、秋葉山に参詣する藩士が鳳来(10)御油宿に出るコースは途中鳳来寺があり、東国の庶民が伊勢参詣に向かう際、秋葉山とセッ
- (11) 『尾州御留守日記』(尾2-62-2) 文政八年三月晦日条
- 道を通る場合は上街道(木曽街道)を利用しなければならなかった。いわれ、尾張地方の庶民の善光寺参詣によく利用された。しかし尾張藩士が公用で中山(12)名古屋から大曽根・勝川・内津・土岐を経て中山道に合流する下街道は善光寺街道とも
- (1) 『尾州御留守日記』(尾2-54-1)文化十三年三月二十五日条
- (4) 『尾州御留守日記』(尾2-69-1) 天保五年二月十五日条
- (15) 名古屋城下から伊勢神宮(内宮)までは一一五㎞ほどなので、片道三日は必要だったと

思われる

- (16) (5) に同じ。
- (17) 女性の関所手形については、次の論文が詳しい。

研究紀要』第二三巻第一号 二〇〇三年刊)所収 明倉有子「近世における女手形の発行と高田藩―関川関所を中心に―」(『上越教育大学

究は多いが、一つあげる。なくりの湯」が榊原温泉とされ、「三名泉」の一つであった。江戸時代の湯治に関する研なくりの湯」が榊原温泉とされ、「三名泉」の一つであった。江戸時代の湯治に関する研(18) この温泉は、「枕草子」に「湯はななくりの湯、有馬の湯、玉造の湯」とあり、この「な

内田彩「温泉情報の流通からみる江戸後期の「湯治」の変容に関する研究」(『観光研究』

二三号 二〇一一年刊)所収

『尾州御留守日記』(尾2-55-1)文化八年六月十三日冬

19

- 会図書館ミニ電子展示「本の万華鏡 第二三回 本から広がる温泉の世界」)(20)湯治は中世から七日を一回りとし、三回りするのがよいと言われていた。(出典:国立国
- (21) 二代藩主光友も大野の北にある横須賀に御殿を所持し、潮湯を行った。
- (22)『尾州御留守日記』(尾2-54-1)文化十三年五月二十二日条
- (23) 『尾州御留守日記』(尾2-53-1) 文化八年六月十三日条
- (24)『尾州御留守日記』(尾2-51-1)文化八年二月十七日条
- 『尾州御留守日記』(尾2-55-2)文化十年三月二十六日条
- (26) (25) に同じ

25

(27)名古屋大学博物館蔵尾張藩大道寺家資料三六○。『新修名古屋市史』資料編近世2所収

#### $\langle Title \rangle$

Research note "Tirp of low-rank samurai of Owari Domain"

#### $\langle Keyword \rangle$

Owari Domain, low-rank samurai, trip, Business trip to Edo, Visiting temples and shrines, Mt. Minobu, Mt. Akiba, Zenkoji Temple, Ise Shrine, Samurai family temple, Hot spring treatment, Sakakibara Hot Springs, Salt bath therapy in Ono, Chita District, family nursing, handprint bill, Diary of Okonando Office